

# 西東京・住基ネットいらない! ニュース

2005年6月20日発行 vol.8 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshoNishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先 / 小崎 tel&fax 0424-64-5481, 柳田 tel&fax 0424-61-3246）

jukisosyo@yahoo.co.jp 会費、カンパ振込先：住基ネット訴訟・西東京の会 / 郵便振替 0170-9-777564

## 西東京「住基ネットいらない！」ダブル訴訟 中間報告集会

# 市はまだぜんぜん答えていない

3人の西東京市民が市を相手に住基ネットのコード番号取消を求めて東京地裁に行政訴訟を起こしたのは、2004年5月25日のことでした。さらに同じ年の8月5日には、西東京市民119人が原告となり、勝手に住民票コード番号を付けられたことに対し、西東京市長を相手に1人10万円の慰謝料を求める国家賠償請求訴訟を起こしています。西東京市長を被告とする2つの裁判は並行して進められており、「住基ネット訴訟・西東京の会」は、2つの裁判の原告と支援者からなる市民団体です。

### 市と住民は、本来敵ではないはず

取消訴訟の提訴から1年という節目を迎えて、私たちは6月5日、「西東京『住基ネットはいらない!』ダブル訴訟中間報告集会」を開いて、2つの訴訟の経過を報告し、これからの展望を語り合いました。

西東京の2つの訴訟の特徴は、国でも都でもなく、また「地方自治情報センター」でもなく、市を被告とした点にあります。住基ネットは、法のタテマエの上では、「自治事務」にあたります。つまり国の事業ではなく、あくまでも市区町村が自身の責任で執行するものなのです。しかし、市が行った住基ネットシステムへの接続やコード番号付番への597人もの市民の異議申し立てに対し、市は自らの責任で語ることを全くしようとしてきませんでした。「国が」「都が」という弁解はもう聞きたくない。市に市として語らせるためには、法廷という場を使うしか



6月5日、田無公民館で

ないのか、というのが訴訟の出発点でした。

しかし2つの訴訟を通じて、市はいまだに自ら語ることをしていません。法廷では国の代理人が国の見解を繰り返すだけで、当然のことながら「西東京市がなぜ住基ネットに参加するのか」という政策選択の根拠はまったく見えてきません。

私たちはこの2つの裁判のなかで、住基ネットは住民にとっても自治体にとってもまったく有害無益なものであることを立証していきたいと思っています。自治体には「住民の安全と権利を守る」という義務があり、住民はそのために自治体を支援する責任があります。本来、両者の立場は敵味方にわかれるものではないはずです。私たちは市との真摯な対話を望んでいます。

文責 / 樋口大貳（住基ネット訴訟・西東京の会 代表）

# 金沢・名古屋で住基ネット差し止め訴訟に判決 「住民敗訴の名古屋地裁判決は 司法修習生レベルのお粗末さ」 清水弁護士が厳しく批判

中間報告集会が開かれる直前、住基ネット差し止め訴訟に対し相次いで2つの判決が下されています。1つは5月30日の金沢地裁、そしてもう1つはその翌日5月31日に出された名古屋地裁の判決です。2件の訴訟はいずれも、原告について住基ネットの差し止めと11万円の損害賠償を求めたもので、訴状もほぼ同一ですが、判決は対照的なものになりました。

原告についての差し止め請求を認めた金沢地裁判決は、自己情報コントロール権をプライバシー権の重要な内容であるとし、法的な権利として認め、本人の同意のないまま住基ネットに参加させることはこの権利の侵害にあたりと断じました。また住民票コード番号は、個人情報の収集に使われるおそれがあり、秘匿性は相当に高いと認定、住基ネットの運用によって住民票コード番号の名寄せやデータマッチングの危険性が飛躍的に高まったと指摘

しています。さらに自治体の経費節減の効果についてもむしろ支出増につながりかねないとした上で、行政効率とプライバシーの保護を勘案した場合には、プライバシーの保護が優先するという明快な判断を下しています。

これに対し、名古屋地裁の判決は自己情報コントロール権は確立した権利ではないとして住民請求をことごとく斥けながら、具体的な危険性、あるいはその逆の利便性や効率性について何ら検討を行っていない極めて杜撰な判決です。

この日の報告会の中で清水勉弁護士は「金沢地裁はプロの法曹の判決。名古屋地裁の判決は、条文や操作マニュアルを除いた判決理由が正味数行しかなく、司法修習生が研修所で即日起案したようなレベルのお粗末な判決だ。法律の条文でこうなっているから大丈夫です、というだけで現実をまったく見ていない」と、名古屋地裁判決を厳しく批判しました。

## ～住基ネット訴訟・西東京の会 総会のご報告～

6月5日、中間報告集会につづいて「住基ネット訴訟・西東京の会」の総会を開催し、昨年度の会計決算などを報告しました。会計担当が阿部總子から佐藤智子にかわります。今年度の世話人は、樋口大貳(代表)、小崎令子(事務局長)、佐藤智子(会計)、柳田由紀子、藤川利子、阿部總子、小田桐孝子、松内則之、都丸泰江、森輝雄、尾関厚子、西邑亨(順不同)があたります。会計監査は若林京子です。世話人は月に1～2度、会合をもって裁判の方針を話し合うほか、ニュースの編集・印刷・配布などにあたっています。会員の方で、世話人に加わりたい方がいらしたら、一面題字下の連絡先までご連絡下さい。

### よてい表

#### 取消訴訟 第5回口頭弁論

6月29日(水) 10時30分～

東京地裁民事38部 713号法廷

#### 国賠訴訟 第5回口頭弁論

7月11日(月) 10時00分～

東京地裁民事7部 713号法廷

### 活動日誌

6/5 西東京「住基ネットいらない!」  
ダブル訴訟中間報告集会  
住基ネット訴訟・西東京の会総会

6/19 世話人会  
ニュース8号印刷・発送作業